

## 委員会の廃止について

平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日  
情報通信審議会事務局



イノベーション創出委員会及びドメイン名政策委員  
会の廃止（案）

平成二十六年 月 日

情報通信審議会情報通信政策部会決定第 号

- 一 情報通信審議会情報通信政策部会決定第十六号（平成二十五年一月十八日）は、廃止する。
- 二 情報通信審議会情報通信政策部会決定第十七号（平成二十五年十月一日）は、廃止する。

附 則

この決定中二については、情報通信審議会において、「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」（平成二十五年諮問第二十号）に係る答申がなされた日に施行する。

## (参 考)

### イノベーション創出委員会の設置

平成二十五年一月十八日  
情報通信審議会情報通信政策部会決定第十六号

本部会に「イノベーション創出実現に向けた情報通信技術政策の在り方」(平成二十五年諮問第十九号)に関する専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

#### 一 名 称

イノベーション創出委員会

#### 二 構 成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。
  - 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
  - 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理を置く。
  - 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
  - 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。
- 三 関係者の出席等

1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対して出席を求め、説明又は文書等資料を提出さ

せることができる。

2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

## ドメイン名政策委員会の設置

平成二十五年十月一日

情報通信審議会情報通信政策部会決定第十七号

本部会に「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」（平成二十五年諮問第二十号）に関する専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

### 一 名称

ドメイン名政策委員会

### 二 構成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。
- 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
- 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理を置く。
- 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
- 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

### 三 関係者の出席等

- 1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対して出席を求め、説明又は文書等資料を提出さ

せることができる。

- 2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。